

平成17年3月

個人情報保護対応とプライバシーマーク取得

—個人情報保護コンプライアンス・プログラムについて—

株式会社環境セキュリティ・システム研究所
福岡市博多区博多駅前 2-11-22 JOY 博多 205
TEL 092-483-1595 FAX 092-483-1927
<http://www.8.plala.or.jp/IESS/>
Eメール: mekata@olive.plala.or.jp

《目次》

1. 「個人情報」とは
2. 個人情報保護の流れ
3. 個人情報保護法の概要
4. プライバシーマーク取得のメリット
4. プライバシーマーク取得事業者の現状
5. プライバシーマーク認定の申請・審査の流れと費用
6. 個人情報保護コンプライアンス・プログラム「JISQ15001:1999」モデル
7. 個人情報コンプライアンス・プログラムの導入と運用
8. コンプライアンス・プログラム文書体系の一例

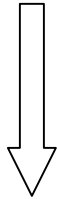
《セミナースケジュール》

時間	内容
13:30~14:10	講義: プライバシーマークの概要
14:10~16:00	講義: JISQ15001 (1999) 要求事項の解説
16:00~16:30	演習: 個人情報の特定と内部規程の策定
16:30~	個別相談

1. 「個人情報」とは

個人情報保護法（第2条）「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」

JIS Q15001（3. 定義）「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付けられた番号、記号その他の符号、画像若しくは音声によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む）」



個人情報の種類：氏名、生年月日（年齢）、性別、住所、電話・ファクス番号、学歴
職業・勤務先、メールアドレス、年収・資産・負債状況、金融取引
家族構成、趣味、交友関係、結婚歴、購買履歴、
思想・信条・宗教、人種・民族・国籍・門地・本籍地、労働運動歴、
身体・精神障害、犯罪歴、保険医療歴

など多種多様

個人情報データベース（法 第2条第2項関連）：

「個人情報を含む情報（**個人データ**）を含む集合体。

- ①電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ②紙や書籍など目次、索引、符号等をつけて整理されて容易に検索することができるように体系的に構成したもの

保有個人データ（法 第2条第5項関連）：

開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであつて、「①公益が害されるもの、②6ヶ月以内に消去するもの」以外の個人データ。

個人情報取扱事業者（法 第2条第3項関連）：

「事業に用いている民間業者。過去6ヶ月以内常に個人情報が5000件以内は除く」

2. 個人情報保護の流れ

海外	日本
<p>初期の立法化</p> <p>スウェーデン(1973) 米国(1974) ドイツ(1977) カナダ(1977) フランス(1978) ノルウェー(1978) デンマーク(1978) オランダ(1978) ルクセンブルグ(1979) など</p> <p>1980年 EC条約制定 「個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約」</p> <p>1980年 OECD理事会勧告 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」 (8原則)</p> <p>1984年 イギリス 「データ保護法」制定</p> <p>1989年 国連ガイドライン制定 「コンピュータ化された個人情報ファイルを規制するためのガイド」</p> <p>1995年 EU指令 「個人データ処理に関する個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」 (EU指令と同等の保護措置の無い第三国に個人データを移転してはならないとし、非参加国に同等の立法化を迫る)</p>	<p>1988年 行政機関が対象の「個人情報保護法」の成立</p> <p>1989年 通産省 指針を制定</p> <p>1997年 通産省 ガイドライン制定 「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」</p> <p>1998年 プライバシーマーク制度設置</p> <p>1999年 プライバシーマーク制度のJISQ15001への準拠</p> <p>2001年 個人情報保護法案の国会提出</p> <p>2003年 個人情報保護法の成立</p> <p>2005年 個人情報保護法の施行</p>

3. 個人情報保護法の概要

2003年5月、「個人情報保護法」の成立

2005年4月、「個人情報保護法」の完全施行

《個人情報》

第15条（利用目的の特定） 利用目的をできるだけ具体的に特定する

第16条（利用目的による制限） 予め本人の同意を得ず取り扱わない

第17条（適正な取得） 偽り等不正な手段で個人情報を取得しない

第18条（取得に際しての利用目的の通知等）

利用目的の本人への通知、または公表を行う

《個人データ》

第19条（データ内容の正確性の確保） 個人データを正確かつ、最新の内容に保つよう努める

第20条（安全管理措置） 個人データの漏洩、滅失、毀損の防止の安全管理措置を講じる

第21条（従業員の監督） 従業員に対する必要かつ適切な監督を行う

第22条（委託者の監督） 委託者に対する必要かつ適切な監督を行う

第23条（第三者提供の制限） 予め同意を得ないで第三者に提供しない

《保有個人データ》

第24条（保有個人データに関する事項の公表等）

第25条（開示）

第26条（訂正等） 第29条（開示等の求めに応じる手続） 第30条（手数料）

第27条（利用停止等）

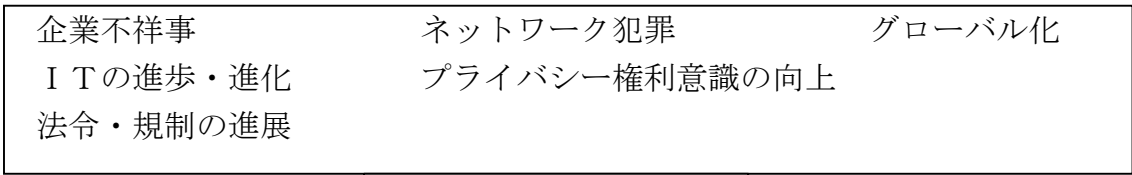
第28条（理由の説明）

《個人情報》

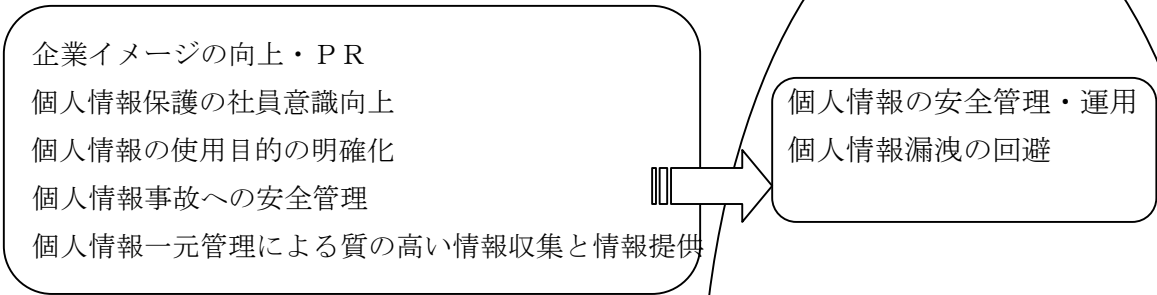
第31条（事業者による苦情の処理） 苦情対応の体制を整備し、迅速な処置に努める

3. プライバシーマーク取得のメリット

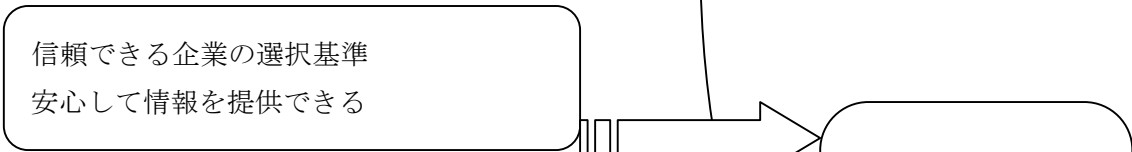
背景：社会の状況・外部環境の変化



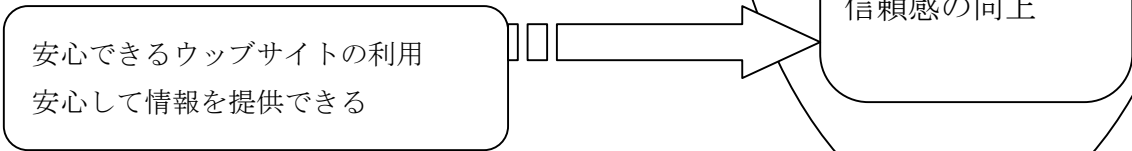
自社のメリット



取引先のメリット



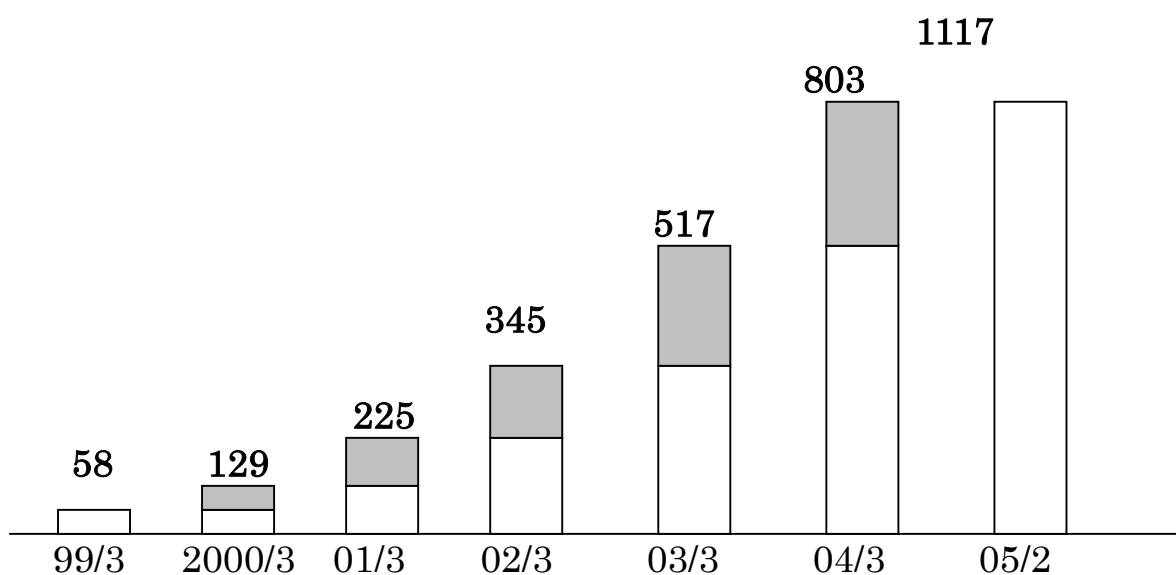
顧客のメリット



4. プライバシーマーク取得事業者の現状

1) 取得事業者数の推移





2) 業種別取得事業者数

情報サービス・調査業	61%	(688件)
印刷業	10%	(111件)
労働者派遣業	5%	(54件)
運輸・通信業	4%	(40件)
学習塾・学校	2%	(27件)
卸・小売業	2%	(25件)
広告業	2%	(17件)
金融・不動産	15件、	医療・福祉 12件

3) 九州の先発的な取得事業者

(株)サンレー (冠婚葬祭互助会) (有)あすなろ学習館 (学習塾) 九電情報サービス(株)
 (株)健康家族 (健康食品小売・通販) (株)九州ユーコー (印刷) 安川情報システム(株)
 (株)オーイーシー (株)福岡コンピュータセンター (人材派遣) (株)データプラス
 九州東芝エンジニアリング(株) (株)アイティエイエス九州 九州日本電気ソフトウェア(株)
 (株)西日本データサービス (株)スタッフサービス (人材派遣) (株)ビーシーシー
 (株)佐賀電算センター (株)昭和堂 (印刷) やざや、九州自然館 (健康食品小売・通販)

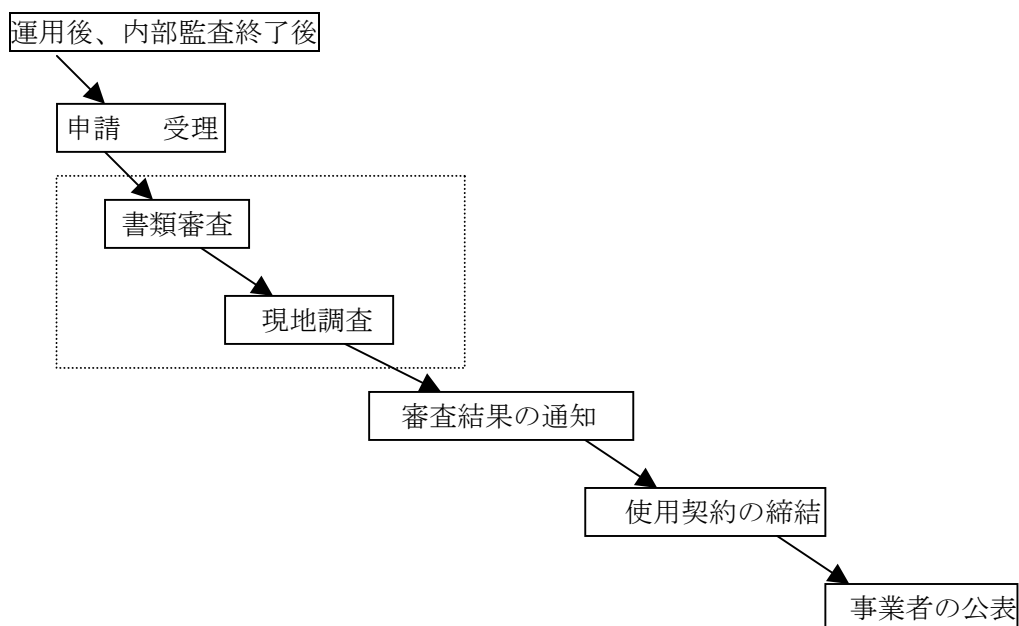
5. プライバシーマーク認定の申請・審査の流れと費用

1) 申請先

付与機関：(財) 日本情報処理開発協会

指定機関：(財) 日本情報処理開発協会、 (社) 情報サービス産業協会、
(社) 日本マーケティング・リサーチ協会、(社) 全国学習塾協会
(財) 医療情報システム開発センター など

2) 申請・審査の流れ



3) 申請・審査費用 (平成 16 年 12 月 申請受理以降)

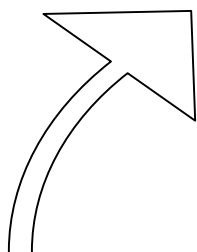
有効期間 2 年

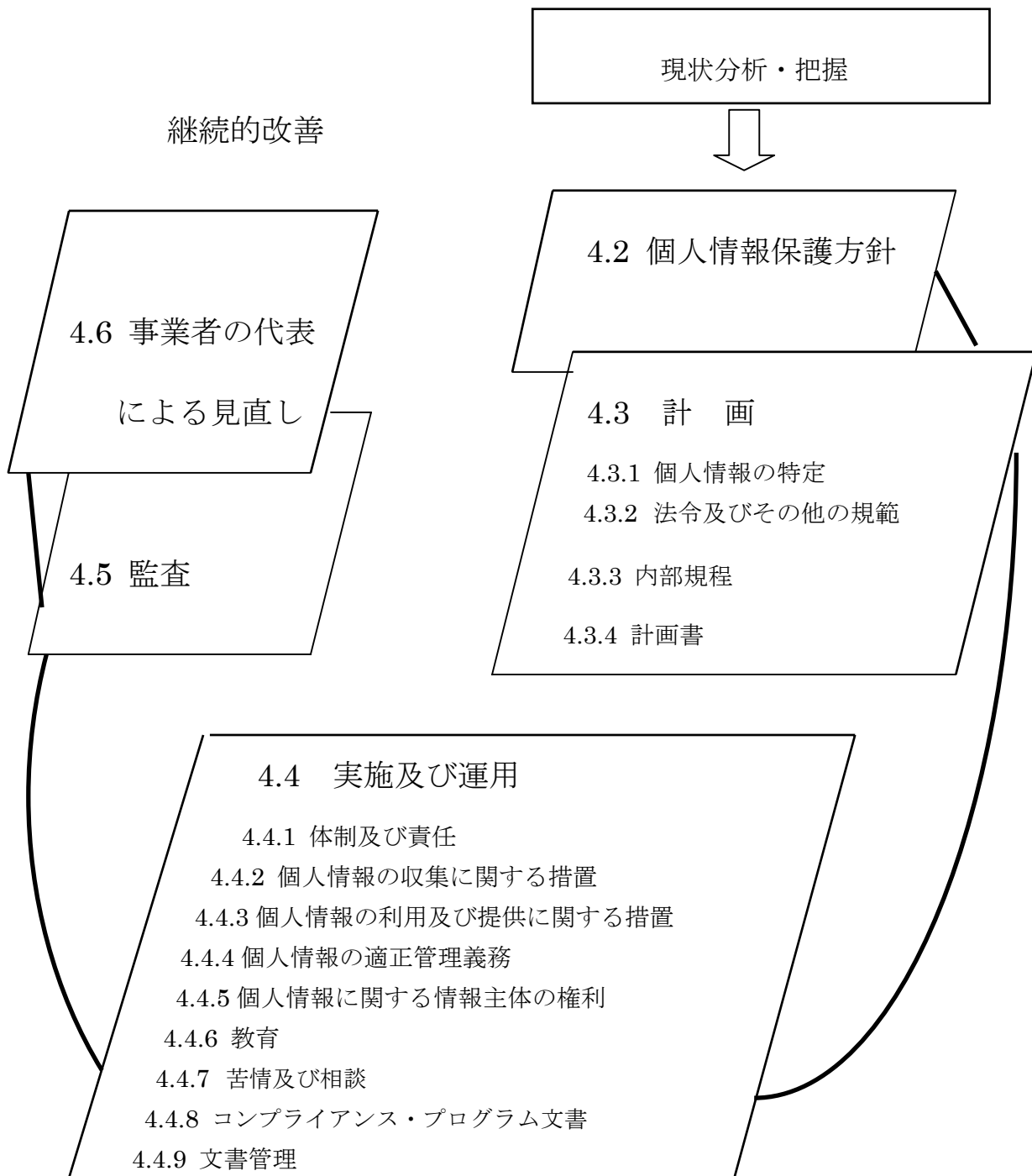
	小規模	中規模	大規模
申請料	5 万円	5 万円	5 万円
審査料 (現地調査料)	2 0 万円	4 5 万円	9 5 万円
使用料	5 万円	1 0 万円	2 0 万円
計	3 0 万円	6 0 万円	1 2 0 万円

(別途、現地調査料の旅費・交通費、消費税)

6. 個人情報保護コンプライアンス・プログラム

「JISQ15001 : 1999」モデル



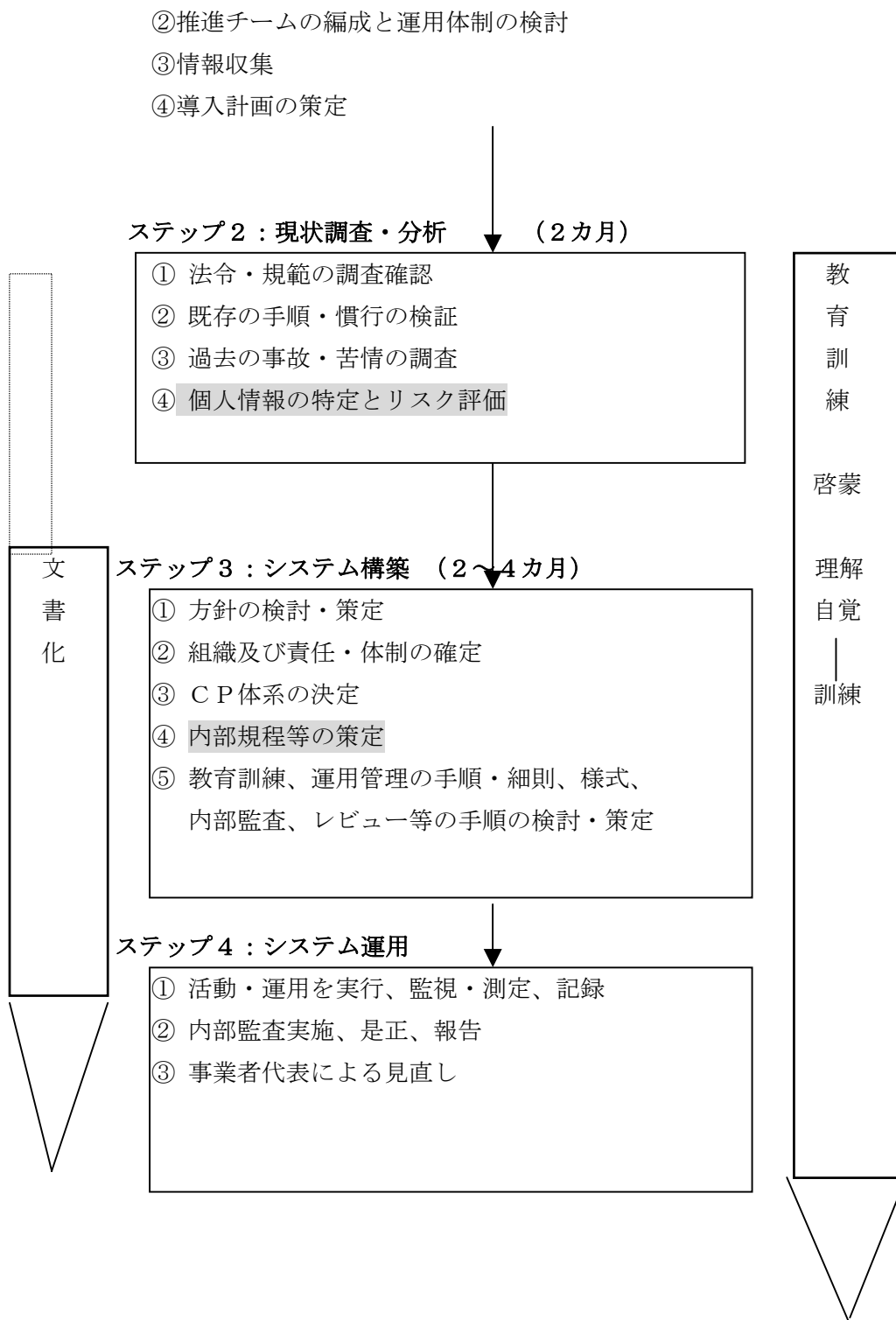


*別紙：「JISQ15001（1999年版）要求事項の概要」にて説明

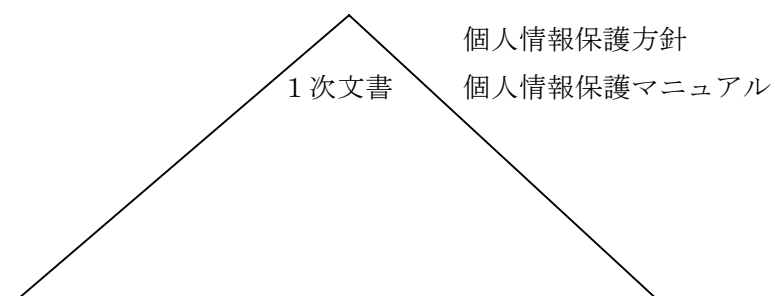
7. 個人情報コンプライアンス・プログラムの導入と運用

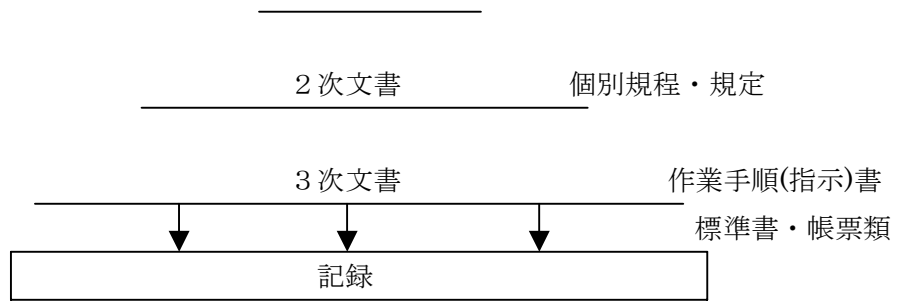
ステップ1：事前準備（1カ月）

①経営トップの理解と意思表示



8. 文書体系の一例





「個人情報保護マニュアル」－ 個人情報保護方針

① 個人情報運用規程		
収集管理規定		事前通知書
利用管理規定		申請書
提供管理規定		契約書
委託管理規定		契約書
問合せ対応規定		問合せ記録
② 安全適正管理規程		
設備機器管理規定	設備機器管理台帳	ソフトウェア管理台帳
施設入退管理規定	入退館受付簿	
ネットワーク管理規定	アクセスデータ	
文書管理規定	文書管理台帳	
教育訓練規定	年間教育計画書	
内部監査規定	内部監査計画書	
	様式：「チェックリスト」、「監査報告書」	
個人情報特定／法令特定規定	調査表・評価表	
職務権限規定		
罰則規定		

社員個人情報管理規則（目次例）

1. 目的
2. 適用範囲

3. 責任と権限
4. 手続き
 - 4-1. 収集・同意手順（面接時 入社時 ）
 - 4-2. データ管理手順（入力・保管・利用方法）
 - 4-4. 変更・訂正及び開示手順
 - 4-5. データ廃棄手順
 - 4-6. 安全性確保手順（紙・記録媒体の管理方法）
 - 4-7. 苦情・相談対応手順

ネットワーク管理規程（目次例）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 目的2. 適用範囲3. 定義4. 責任5. 社内ネットワークの利用<ol style="list-style-type: none">5-1. ユーザーID5-2. パスワード5-3. アクセス権5-4. 特権管理5-5. ウイルス対策6. 社外ネットワークの利用<ol style="list-style-type: none">6-1. Eメールの利用6-2. ホームページへのアクセス |
|--|